

(一社)九州貸切バス適正化センター 30年度第1回諮問委員会 議事内容

日 時：平成30年5月11日(金)10:00～10:50

場 所：陸運会館6階小会議室

出席者：(適正化事業諮問委員)辰巳委員長、川下副委員長、長岡委員

(適正化センター)原代表理事、阿部首席指導員、酒井事務員

オブザーバー：(運輸局)運輸局自動車交通部桑島部長 宮崎次長

主な意見

<平成29年度適正化業務に係る事業報告について>

事務局からの説明の後、下記の通り意見が述べられた。

辰巳委員：他のブロックで1日2件巡回指導を行っているような適正化機関がある、という話があったが(九州と比較して)簡便的な巡回指導しかしていないということか？九州において、全国の各適正化機関の評価についての分析はしているのか？

事務局：そのような認識である。また29年度の全国の適正化機関それぞれの評価の分布は、(運輸局から)もらっていない。

辰巳委員：時間が短ければ、それなりの巡回指導しかできないと思う。運輸局によって、巡回指導の質に差があってはいけないと考える。まだ、事業が始まったばかりで若干手探りな部分が多いと思うが、レベルの統一化は必要で、ある程度不公平のないように、また実効性のあるチェックが必要だと思う。

川下委員：巡回指導結果がBやCのランクの事業者がいるが、そのような事業者に対してどのような改善を求めているのか？

事務局：巡回指導を行った日に個別具体的な改善要請を行い、1ヵ月以内の改善報告を求めている。改善が認められた場合は、適正化機関が書面で連絡する事になっている。

川下委員：届出運賃の違反等の場合には、どのような書類提出を求めるのか？

事務局：違反があった契約に関して、事業者のお客さまに対して料金の追加請求を求めるようなことはしていない。原因が明らかなものは原因を明らかにし、今後このような計算方法で運賃を徴収する、という会社の方針の書類、また巡回指導後に実際に徴収した、という書類を以て、改善と見なしている。

長岡委員：最低運賃の下限割れに関しては、(監督官庁と事業者との間で)いたちごっこのような状況に至っている。減らない現状に対して、どのように考えているのか？

事務局：旧来に比べて、改善はしているような印象ではある。もともと下限割れ運賃のような現象は、クルーズ船輸送から起こっているようだ。学校などや企業の輸送では運賃についての理解が広まってきており、国内の受注に関してはだいぶ改善されているのではと思っている。難しい問題だ。

長岡委員：巡回指導時の指導結果を伝達するときに、経営者や役員の立ち合いは求めているのか？

事務局：基本的に巡回指導の指導項目は、運行管理者や整備管理者に尋ねることが多く、受け答えをしているのも、この 2 人であることが多い。そして、その役職を社長などの然るべきポジションの人がついていることが多い。

長岡委員：運行管理者等だけで会社組織は回っていない。トップ層が経営理念をもって指導しなければ(会社の体質は)変わらない。(社長が運行管理をしていないような)大会社であっても指導結果の伝達時に役員クラスの立ち合いを求めた方がいい。

<平成 29 年度適正化業務に係る収支決算について>

事務局からの説明の後、下記の通り意見が述べられた。

長岡委員：負担金精算支出に関しては、負担金収入の減額として処理すべきではないか？

事務局：総計主義の考え方から、入金があった負担金に関しては収入として、還付による精算等を行った負担金に関しては、費用として記載している。

長岡委員：(決算の記載方法は)全国の各適正化機関で合わせた方がいいと思うが、他のブロックの適正化機関でも同様の記載をしているのか？

事務局：我々もそのように統一的な指針が必要だと考えているが、国土交通省(本省)は、各ブロック単位の考え方、処理方法で良い、としている。九州としては、このように(負担金精算支出に関しては費用として)記載したということだ。

29 年度負担金に関しては、当法人の 6 月から 3 月まで 10 ヶ月分の事業にかかる経費相当分として事業者に対して請求を行った。しかし、事業者が事業廃止した時などの負担金精算においては、(負担金請求を行い、巡回指導業務を実質的に始

めた)8月から3月までの8ヵ月間で割り、事業の休・廃止以降の残りの期間相当分を返金することとしている。すなわち、事業者からの負担金のもらい方、とそれに対する事業者への返し方、というのが若干異なっているため、還付による精算を単純に収入減額と捉えることは出来ないのではないか、と最終的に判断した。

長岡委員：色々な考え方はあると思うが、決算の記載方法が全国で統一されていないと、事業者からの誤解を招くと思う。

事務局：全くおっしゃる通りである。ブロックをまたぎ、九州以外でも事業を行う事業者が存在するので、各適正化機関の決算を見た時に適正化機関ごとに負担金の取扱いが異なるような誤解を招きかねない。我々も国土交通省は全国統一の指針を示すべきであり、少なくとも全国単位での適正化機関会議を開催して各ブロックの考えをまず聞くべきだ、と思っている。要望として伝えているのだが(全国単位の適正化機関会議は)開かれていない。

長岡委員：指導レベルに関しても各運輸局が合わせるようにしなければならないし、当然、全国の適正化機関の会議開催を、九州運輸局は国土交通省に要請すべきである。巡回指導を受けるバス事業者から見て「各運輸局によって違う」というような誤解を与えかねない相違点があると、適正化機関の指導のあり方まで問われ、運輸局によって巡回指導の強弱があるのではないかと疑われることになる。

事務局：このように発言されたことは、ホームページにも議事録を公開することとなっている。運輸局にも、国土交通省(本省)に言ってほしいと思っている。

桑島部長：分かりました。

辰巳委員：事業廃止した事業者の中に、適正化センターから負担金還付の案内をしたが連絡がない事業者がある、という話であったが、そのような事業者の返金相当額は、次期繰越に入っているのか？結果的にその繰越は、31年度の負担金収入総額より減額して請求することになるのであれば、後になって(30年度以降に)請求を受けた場合、今度は(返金相当額が)マイナスとなるのではないかと？

事務局：次期繰越の一部となっている。国土交通省からの指示により、年度をまたいだ精算は雑支出となり、(その出どころとしては)リスク経費である予備費を活用すること、となっている。そもそも、当法人は事業の休・廃止における負担金還付において、事業者からの請求書に基づいて、債務の認識を行う。そのため請求書が未達の場合には、決算上、本来還付すべき金額を表すことはできない。